


ネーミングライツ導入に関する サウンディング調査を実施します

主催	加古川市 企画部 広報・行政経営課	
日時	令和4年12月9日(金)～令和5年2月1日(水)	
場所	—	
内容	<p>本市では、新たな財源確保、施設の魅力や利用率の向上を図ること等を目的に、市が保有する施設等へのネーミングライツ(命名権)の導入を検討しています。</p> <p>民間事業者等の皆様からご意見やアイデアをお伺いし、今後の効果的な事業実施及び課題の整理に資することを目的に、サウンディング型市場調査を実施します。</p> <p>スケジュール 実施要領の公表 令和4年12月9日(金) 受付期間 令和4年12月9日(金)～令和5年1月27日(金) 個別対話期間 令和5年1月25日(水)～2月1日(水)</p> <p>(<input type="checkbox"/> 初めて ・ 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>	
対象(参加者)	本市のネーミングライツ事業に関心のある民間事業者等又はその民間事業者等を代理する広告代理店事業者。(法人格は必要ありませんが、個人は対象外です。)	
申込先・方法	市ホームページの調査票フォームより、必要事項を入力。 ※12/9(金)掲載開始	
	トップページ > 組織から探す > 企画部 > 広報・行政経営課 > お知らせ > 加古川市ネーミングライツの導入に関するサウンディング型市場調査について	
目的・背景 その他	—	
市ホームページ	掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定(12月9日) ・ 掲載しない	
広報かこがわ	<input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 月号に掲載予定 ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない	



加古川市ネーミングライツの導入に関するサウンディング型市場調査実施要領

1. 趣旨

加古川市では、新たな財源確保、施設の魅力や利用率の向上を図ること等を目的に、市が保有する施設等へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しています。

今回のサウンディングは、導入を検討するにあたって本市でのネーミングライツの市場性について調査するもので、民間事業者等の皆様からご意見やアイデアをお伺いすることで、課題やニーズを把握し、今後の効果的な事業実施に資することを目的としています。

2. 実施方法

調査票形式（本市ホームページでのフォーム入力）でご意見等をお伺いします。

いただいたご意見等に対し、後日、個別に意見交換をお願いする場合があります。

3. スケジュール

項目	日程
ご意見等受付期間	令和4年12月9日（金）～令和5年1月27日（金）
個別サウンディング期間	令和5年1月25日（水）～2月1日（水）
実施結果概要公表	令和5年3月中旬

4. ネーミングライツ（命名権）の概要

ネーミングライツは、本市とネーミングライツパートナーとの契約により、市有施設等に企業名や商品ブランド名等を冠した愛称を付与させる権利（及びこれに付帯する諸権利）を与える代わりに、パートナーからその対価を得ることにより、本市の新たな歳入を確保し、施設の管理運営に役立てるものです。

現時点で本市が想定する対象施設や条件等は、下記資料のとおりです。

- ・加古川市ネーミングライツ制度導入検討施設一覧【別添1】
- ・加古川市ネーミングライツ制度の概要・考え方【別添2】

5. 参加資格

本市のネーミングライツ事業に関心のある民間事業者等又はその民間事業者等を代理する広告代理店事業者。（法人格は必要ありませんが、個人は対象外とします。）

ただし、政治団体、宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体等は対象外とします。

6. サウンディング内容

- (1) ネーミングライツパートナーとなりうる施設の有無について
- (2) 応募に際し重視する項目について
- (3) ネーミングライツに付帯を希望する事項について
- (4) 制度設計について
- (5) その他ネーミングライツ制度全般への意見など

7. 留意事項

(1) 参加の扱い

- ・今回の調査への参加実績は、ネーミングライツパートナーを公募することとなった場合の評価対象とはなりません。

(2) 費用負担

- ・今回の調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 実施結果の公表

- ・実施結果は、概要を本市ホームページ等で公表します。
- ・知的財産保護の観点から、結果公表にあたっては、事前に参加者に内容確認を行います。
- ・参加者が特定できる情報（団体名等）は公表しません。

(4) 参加除外条件

- ・「加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）」に規定する暴力団等
- ・本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他サウンディングの相手方として不適当と認められる場合

8. 受付期間

本市ホームページの受付フォームより、必要事項を入力して送信してください。

【受付期間】令和4年12月9日（金）～令和5年1月27日（金）

9. 個別サウンディング期間・会場

【期間】令和5年1月25日（水）～2月1日（水）〔30分から1時間程度を予定〕

【会場】加古川市役所周辺会議室 又はオンライン（Zoom）

※詳細は、対象団体へ個別にご連絡します。

10. 事務局

加古川市 企画部 広報・行政経営課 施設マネジメント係

住所：〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

電話：079-427-9753

E-mail：gyousei@city.kakogawa.lg.jp

加古川市ネーミングライツ制度導入検討施設一覧

【別添1】

施設分類	施設名	所在地	管理形態	利用者等数 (人・台)		
				R3	R2	R1
スポーツ施設	加古川運動公園陸上競技場	西神吉町鼎1050	指定管理	76,602	48,608	119,976
スポーツ施設	加古川スポーツ交流館	別府町東町157-2	指定管理	79,817	73,897	133,202
スポーツ施設	漕艇センター	上荘町井ノ口361-3	指定管理	10,854	12,748	20,040
スポーツ施設	総合体育館	西神吉町鼎1010	指定管理	113,745	62,196	129,518
スポーツ施設	志方体育館	志方町志方町176	指定管理	28,705	23,188	27,202
スポーツ施設	日岡山体育館	神野町日岡苑21	指定管理	34,344	81,784	123,983
スポーツ施設	武道館	加古川町大野1651-1	指定管理	31,582	26,331	35,814
スポーツ施設	日岡山公園野球場	加古川町大野1682	指定管理	11,051	10,730	14,611
スポーツ施設	長楽園グラウンド	志方町永室829-35	市直営	19,990	17,880	24,978
スポーツ施設	浜の宮市民プール	尾上町口里817	指定管理	30,877	0	60,590
スポーツ施設	屋内ゲートボール場すぱーく加古川	尾上町池田1719	市直営	6,318	5,034	8,457
スポーツ施設	浜の宮公園野球場	尾上町口里817-1	市直営	約1,000	約1,000	約1,000
スポーツ施設	日岡山公園グラウンド	加古川町大野1711	指定管理	51,785	48,947	50,712
文化施設	市民会館	加古川町北在家2000	指定管理	49,089	48,264	218,126
複合施設	加古川総合文化センター	平岡町新在家1224-7	指定管理	76,216	63,029	151,125
複合施設	加古川海洋文化センター	別府町港町16	指定管理	128,622	105,206	166,165
複合施設	加古川ウェルネスパーク	東神吉町天下原370	指定管理	406,214	343,207	522,503
歩道橋・通路	厄神駅自由通路	八幡町船町114-1	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	JR東加古川駅自由通路	平岡町新在家1500-2、3、4	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	加古川駅自由通路	加古川町溝之口503-18	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	(仮称)加古川駅南歩道橋1	加古川町溝之口507地先	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	(仮称)加古川駅南歩道橋2	加古川町溝之口701地先	市直営	-	-	-

施設分類	施設名	所在地	管理形態	利用者等数 (人・台)		
				R3	R2	R1
歩道橋・通路	(仮称) 粟津歩道橋	加古川町粟津476-1地先	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	(仮称) 木村歩道橋	加古川町木村469-11地先	市直営	-	-	-
歩道橋・通路	(仮称) 若宮小学校歩道橋	尾上町養田341-1地先	市直営	-	-	-
トイレ	高御位山駐車場便所	志方町成井486-5	市直営	-	-	-
トイレ	平荘湖公衆便所	平荘町池尻698-17	市直営	-	-	-
トイレ	篠原市民トイレ	加古川町篠原町19	市直営	-	-	-
トイレ	JR厄神駅公衆トイレ	上荘町国包703-2	市直営	-	-	-
トイレ	JR神野駅公衆トイレ	新神野3丁目35-5	市直営	-	-	-
トイレ	なかじま公園便所	別府町中島町11	市直営	-	-	-
トイレ	池田公園便所	尾上町池田850-10	市直営	-	-	-
公園附属施設	長池観察広場	上荘町小野679-1	市直営	-	-	-
公園附属施設	権現観察広場	平荘町中山211	市直営	-	-	-
公園附属施設	平荘湖観察小屋	東神吉町天下原715-2	市直営	-	-	-
駐車場	市営駐車場	加古川町北在家2002	指定管理	306,188	240,594	288,544
供給処理施設	資源化センター	平荘町上原210-1	市直営	999	1,133	1,116
レクリエーション施設・観光施設	いずみプラザ	平荘町上原230-1	市直営	4,702	4,757	6,696
図書館	中央図書館	平岡町新在家1224-7	市直営	132,565	109,265	128,628
図書館	加古川図書館	加古川町篠原町21-8 (カビル21ビル6階)	指定管理	89,239	79,825	106,119
公民館	加古川公民館	加古川町寺家町12-4	市直営	52,804	45,920	84,675
公民館	加古川西公民館	米田町平津384-2	市直営	74,852	57,405	127,638
公民館	東加古川公民館	平岡町一色797-295	市直営	55,031	52,547	104,416
公民館	両荘公民館	平荘町山角718-1	市直営	10,953	14,396	26,660
公民館	志方公民館	志方町志方町1758-3	市直営	16,924	18,822	55,755

施設分類	施設名	所在地	管理形態	利用者等数 (人・台)		
				R3	R2	R1
公民館	加古川北公民館	神野町西条1519-2	市直営	32,557	35,209	60,921
公民館	野口公民館	野口町長砂49-5	市直営	40,157	37,177	77,547
公民館	氷丘公民館	加古川町大野931	市直営	45,899	35,351	76,243
公民館	平岡公民館	平岡町土山699-2	市直営	42,292	40,301	82,859
公民館	陵南公民館	野口町水足333-333	市直営	41,858	42,330	73,719
公民館	別府公民館	別府町宮田町3-3	指定管理	37,182	43,799	86,825
公民館	尾上公民館	尾上町池田1804-1	指定管理	47,823	42,713	95,995
博物館・その他の社会教育施設	松風ギャラリー	野口町良野1736	指定管理	12,232	8,490	21,392
博物館・その他の社会教育施設	少年自然の家	東神吉町天下原715-5	市直営	2,503	904	9,382
博物館・その他の社会教育施設	野外活動センター	東神吉町天下原715-5	市直営	6,780	3,789	12,784
公民館以外の集会施設	加古川市民交流ひろば	加古川町篠原21-8 (カピル21ビル5階)	市直営	-	-	-
公民館以外の集会施設	地域産業振興センター	志方町原685-1	指定管理	6,507	6,175	7,551
公民館以外の集会施設	しろやま農業研修センター	志方町東中148-1	指定管理	12,083	9,799	18,617
公民館以外の集会施設	農村環境改善センター	八幡町船町9-1	指定管理	24,077	17,488	24,257
その他教育施設	志方学校給食センター	志方町永室365	市直営	-	-	-
その他教育施設	日岡山学校給食センター	加古川町大野1530-15	市直営	-	-	-
その他教育施設	神野台学校給食センター	神野町神野156-1	市直営	-	-	-
その他	加古川市放置自転車保管所	尾上町安田620	市直営	-	-	-
その他	泊川緑道	尾上町養田1316-2他	市直営	-	-	-

加古川市ネーミングライツ制度の概要・考え方

※サウンディング実施時点で本市が検討している内容であり、決定事項ではありません。

(1) 導入目的

次の点を目的とし、市民、市及びネーミングライツパートナー（ネーミングライツを取得した民間企業等。以下「パートナー」という。）のそれぞれにとってメリットとなり、地域活性化に繋がるよう、協働の取組として進めるものです。

- ・新たな歳入を確保し、施設の管理運営に役立てること。
- ・民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力や利用率の向上を図ること。

(2) 対象施設

市有施設のうち、スポーツ施設、文化施設、歩道橋等、不特定多数の市民が利用する施設（及びそれらの一部）を対象とします。

ただし、市役所や市民センター等の庁舎、学校園、医療施設のほか、施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象外とします。

(3) 愛称の条件

① 愛称付与の範囲

パートナーの企業名や商品ブランド名等を冠したもので、市民に親しみを持ってもらえるものとします。

② 正式名称との関係

ネーミングライツにより付与するものは施設の愛称であり、条例上の施設名称（正式名称）は変更しません。

③ 利用者への配慮

混乱を避けるため、パートナーの企業名変更等やむを得ない事情がある場合を除き、契約期間内に愛称の変更はできません。

(4) 応募資格

パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体を対象とします。（法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人は対象外とします。）

ただし、政治団体、宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体等は対象外とします。

(5) 契約期間

原則5年間とし、施設の状況等に応じて設定します。

ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、その指定期間を考慮し適切な期間を設定します。

(6) ネーミングライツへの対価

① 対価の種類

金銭によることを基本としますが、役務の提供（例：清掃等の日常管理）を組み合わせることも可能とします。

② 対価の金額等

募集する対象施設毎に、施設の利用状況やマスメディアへの露出状況、類似施設の事例等を勘案し最低提案金額を設定します。

(7) 費用負担

愛称付与に伴う費用負担は次のとおりとします。

区分	市	パートナー
施設表示看板の変更・新設 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市(指定管理者を含む)作成のパンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更 ※2	○	
提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用		○

※ パートナー負担分は、ネーミングライツへの対価の他に別途負担となります。

※1 新設の場合は、設置の可否を含めて協議します。なお、対象施設の敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議が必要です。

※2 印刷物は、次回改訂時に変更します。(現在使用中の印刷物は利用を継続します。)ただし、パートナーの費用負担により早期に改訂することは可能です。

(8) パートナー募集

① 募集の実施

原則公募により実施します。募集要項を作成し市ホームページや記者発表等により広く公表します。

② 募集期間

募集要項の公表から募集締切まで、原則1か月以上の期間を設定します。

(9) パートナーの選定

① 審査委員会による審査・選定

審査委員会において、提案に対する採用の可否や優先交渉権者(※)について審査・選定を行います。

※優先交渉権者…応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ市も有利な条件で契約を締結することが出来るものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る協議を行うもの。

② 選定基準

応募資格、趣旨、愛称案、対価、その他の提案内容等を総合的に判断し、優先交渉権者及び次点者以降の順位を選定・決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、パートナーとしての適格性を審査します。